

家庭用品品質表示法（雑貨工業品品質表示規程）における浄水器に係る表示事項の見直し（告示改正）について

平成23年 1月14日
消費者安全課

1. 家庭用品品質表示法

- 家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としており、その対象となる家庭用品（家表法施行令にて規定）や、その表示の標準（例えば、衣服の組成繊維の混用率「綿 100%」や ~~✕~~ などの表示事項及び遵守事項）は、商品の高度化や多様化、消費者ニーズ及び使用実態を踏まえ適時見直しを行っているところ。

2. 改正の背景

- 浄水器は、日本工業規格（以下「JIS」という。）に性能試験方法等を定めた上で、平成12年に家表法の対象品目として指定され、表示事項は以下のとおり。
 - ①材料の種類 ②ろ材の種類 ③ろ過流量 ④使用可能な最小動水圧
 - ⑤浄水能力 ⑥ろ材の取替え時期の目安 ⑦使用上の注意 ⑧表示者名
- 平成22年3月、JISにおいて「逆浸透膜浄水器」（ろ材の種類に逆浸透膜を使用）に関する性能試験等を追加する改正が行われた。
- 今般、経済産業省から家表法第3条第4項に基づき「浄水器に係る表示の標準となるべき事項の変更に関する要請」があった。

3. 改正の概要

（1）「逆浸透膜浄水器」に係る改正

- ①「回収率（ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る。）」を表示事項に追加。※「逆浸透膜浄水器」は、供給する水全てをろ過するものではなく、浄水されない水が捨て水として排出される構造。
- ②新たに JIS に定められた測定方法により「回収率」の測定を行う。
- ③「排出される捨て水がある」旨等の注意事項を使用上の注意として表示。

（2）「使用可能な最小動水圧」の表示に係る改正

①「使用可能な最小動水圧」の表示については、従前は「回分式のものを除く。」としていたが、回分式（浄水器）の中には、構造的に「使用可能な最小動水圧」を表示すべきものが存在するため、「供給された水を貯留して使用するものを除く。」に改める。

②測定方法は、新たに JIS に定められた測定方法による。

③表示値（測定値）の誤差の範囲についての表記の見直しを行う。

(3) その他の改正

・ JIS 項番号の変更に伴い、本規程において引用する JIS 項番号を改める。

4. 今後の予定

平成 23 年	1月	消費者委員会への諮問
	1月	経済産業大臣への協議
	1月～ 2月	T B T 通告(2ヶ月)
	1月～ 2月	パブリックコメント(1ヶ月)
	3月末～4月初	改正告示公布
	10月	改正告示施行

◎浄水器のしくみ概要

A 【連続式浄水器】

(JIS 定義) 給水栓などに接続して使用する浄水器で、得られる浄水がタンクなどに貯留されることなく浄水器から連続的に供給されるもの。



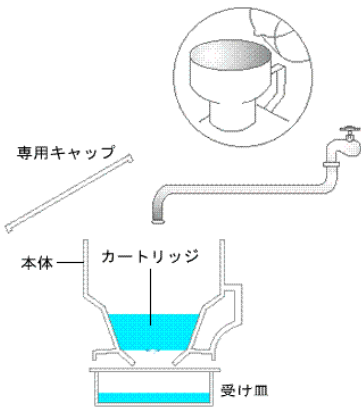
水道※→ **浄水器** →
 ※→ 「使用可能な最小動水圧」表示

B 【回分式浄水器】

(JIS 定義) ポット・ピッチャー形浄水器のように、使用の都度給水するもの、及び給水栓などに接続して用いる浄水器のうち、得られる浄水を貯留タンクに貯留するもの。

水→ポット **水貯留部** →ろ過 → **浄水貯留部** →
 水道→ **浄水器** → **浄水貯留タンク** →

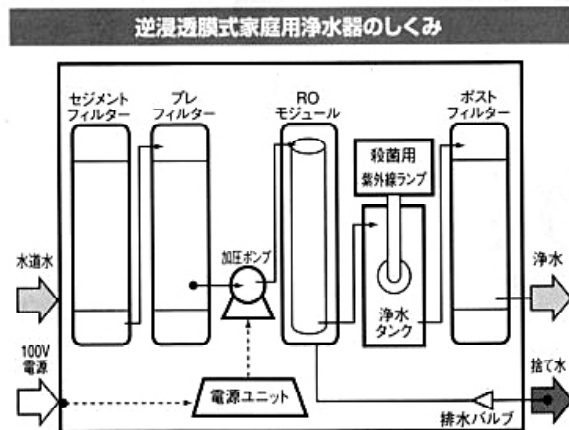
B-1 【ポット・ピッチャー形浄水器】



水※→ ポット **水貯留部** →ろ過 → **浄水貯留部** →
 ※→ 「使用可能な最小動水圧」表示不要



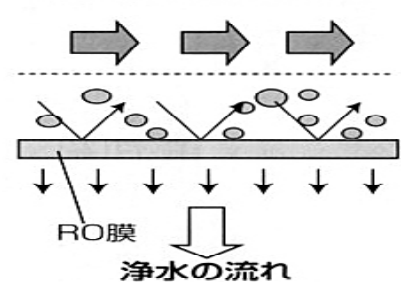
B-2 【逆浸透膜浄水器】



クロスフローろ過方式の原理

溶存物質は原水の流れによって運び去られ膜表面にはわずかの物質だけがたまることになる。

原水(水道水)の流れ



※→ 「使用可能な最小動水圧」表示

水道※ → 浄水器 **①ろ過** → **②ろ過** → **加圧ポンプ** → **③ろ過** → **浄水貯留タンク** → **④ろ過** →
 → 捨て水排水

【改正後の逆浸透膜浄水器の表示例】

材料の種類	ABS樹脂、ステンレス
ろ材の種類	逆浸透膜、活性炭、不織布
ろ過流量	1 L/分
使用可能な最小動水圧	0.01MPa
浄水能力	遊離残留塩素（総ろ過水量2500L、除去率80%、JIS S 3201試験結果） 総トリハロメタン（総ろ過水量2000L、除去率80%、JIS S 3201試験結果） 溶解性鉛（総ろ過水量2500L、除去率80%、JIS S 3201試験結果）
回収率	50%
ろ材の取替時期の目安	活性炭、セジメントフィルター等については、遊離残留塩素、トリハロメタン除去を対象として総ろ過水量2000L、1日に付き10L換算で200日、逆浸透膜については、約3年（次期メンテナンスまで）
使用上の注意	イ 水道水質基準に適合した水をご使用ください。 ロ ろ材の取替時期の目安は使用水量、水質、水圧により異なることがあります。また、この浄水器では、ろ材ごとの管理をお願いしております。 ・活性炭ろ材については「ろ材の取替時期の目安」を参考にしてください。 ・逆浸透膜ろ材については、取替時期を表示しております。 ハ 熱湯は流さないでください。 ニ 浄水した水はできるだけ早くご使用ください。 ホ 夜間など長時間使用しなかった後は適切な放流時間を取ってください。 ヘ 凍結のおそれがある場所に設置する場合は、内部を凍結させないようにしてください。 ト 逆浸透膜は特殊なろ材ですので、次について注意してください。 ・浄水として得られた水の残りは排水されます。（浄水回収率は回収率に表示） ・排出された水は洗濯や掃除などに使用できます。 ・加圧ポンプを使用して浄水を取るため電気を使用しますので、濡れた手で電源コンセントなどに触らないでください。感電のおそれがあります。 ・浄水タンクは衛生性にご注意ください。
さ	
表示者	○△□株式会社 東京都千代田区○○町××番地 電話03*****

家庭用品品質表示法(抜粋)

(昭和三十七年五月四日法律第百四号)

(表示の標準)

第三条 内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により表示の標準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項が定められることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 前三項の規定は、第一項の規定により定めた表示の標準となるべき事項の変更について準用する。

(消費者委員会への諮問)

第十一条 内閣総理大臣は、第三条第一項若しくは第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、若しくは変更し、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。